

別記様式 1 4 号

被 処 分 者	認 定 証 番 号	栃木県公安委員会 第 4 6 1 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	クラウン代行
	主たる営業所が所在する市区町村	佐野市
処 分 年 月 日		平成 3 1 年 4 月 1 1 日
処 分 内 容		営業停止 (平成31年 4 月12日から同年 4 月23日までの12日間)
処 分 理 由		指示により付された基礎点数の累積点数が営業停止 の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 3 条 第 1 項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 第 5 条 第 1 項 第 2 号
処分を行った公安委員会		栃木県公安委員会